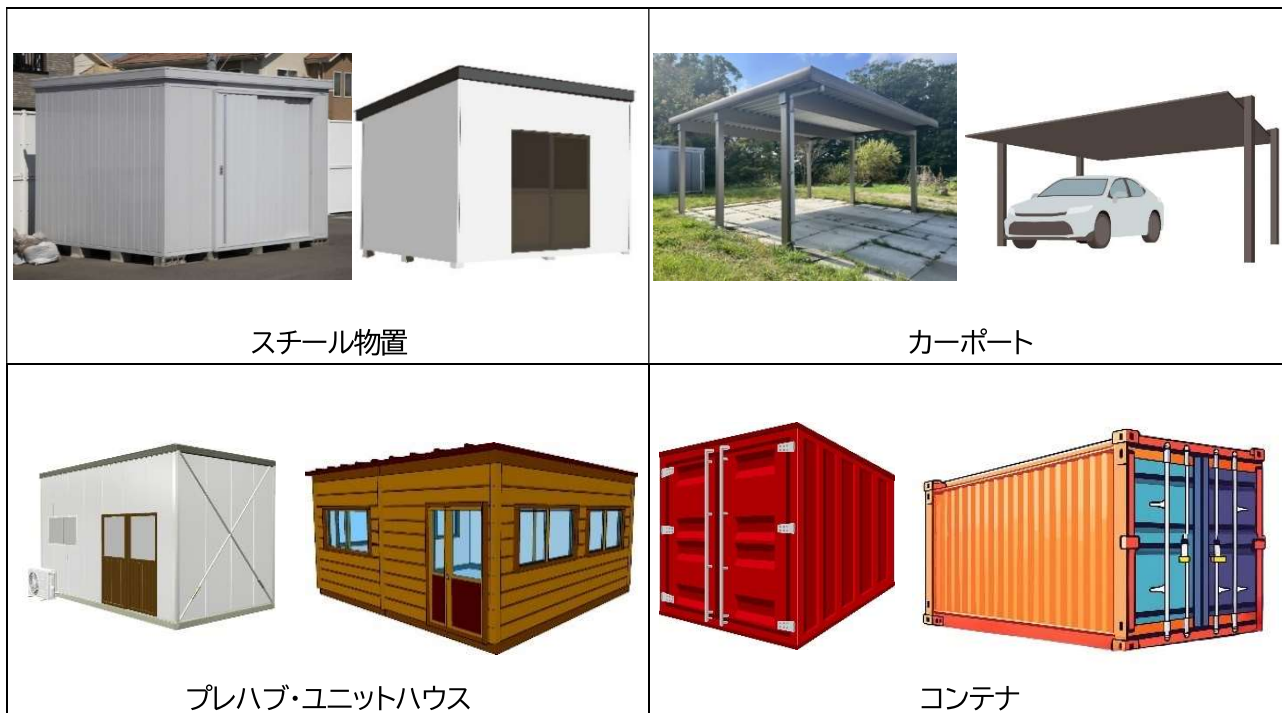


建築物の扱いについて

「建築物」とは土地に定着する工作物のうち、『屋根』及び『柱もしくは壁』を有するものと建築基準法(第2条第1号)で定められており、基礎の有無や材質などは関係ありません。

簡易に設置できるものであっても建築物となり、設置する場合は建築基準法が適用されるため、確認申請・完了検査申請の手続きが必要になります。

【簡易建築物の一例】



※小規模で外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないもの(奥行き 1m以内のもの又は高さが 1.4m以下のもの)については、建築物に該当しないものとする取扱いがあります

なお、単管パイプ等の仮設資材を使用し、組み立てられたものも『屋根』及び『柱もしくは壁』を有していれば建築物となりますが、クランプ接合部分が建築基準法に適合しないため違反建築物となります。

令和7年5月に長野県須坂市で、突風により飛散したとみられる鉄パイプ製の小屋が列車に衝突し、乗客3人が死傷する事故が起こっています。地震や台風などにより接合部が緩むなどして、建築物が崩壊した場合、設置したご本人だけでなく周囲の方々にも大きな被害をもたらす危険性があります。



簡易なものであっても建築物を設置する場合は、建築士の資格のある方に相談し、安全で安心な建築物を設置するようにしましょう。

【問い合わせ先】

横手市建設部 建築住宅課 指導係（横手市旭川一丁目3番41号）
Tel:0182-35-2224 Fax:0182-32-4029